



船釣りのルール



釣りのルール(船釣り・陸釣り共通)

東京都漁業調整規則で遊漁者(釣り人など)の漁具・漁法が制限されているほか、漁業者の操業を妨げないよう配慮しなければならないと定められています。

まき餌釣りに関するルール(東京海区漁業調整委員会*指示によるもの)

まき餌カゴのサイズは、島しょ部では大きさは長さ23cm、太さ(外径)5.5cmまで(いわゆるLサイズまで)、東京内湾では長さ8cm、太さ(外径)5cmまで。使用量は一人一日あたり島しょ部では9kg、東京内湾では3kgまで。

その他釣りに関するルール

以下の行為は東京海区漁業調整委員会指示で禁止されています！

- ・東京都海面においてひき縄釣り(トローリング)を東京海区漁業調整委員会の承認なく行うこと。
- ・伊豆諸島各島距岸から1,500m以内の範囲でいきえさ(餌虫類を除く)を用いてかさご、あかはたを釣ること。
- ・小笠原諸島海域において60トン以上の船舶を使用した遊漁もしくは遊漁の案内をすること。
- ・小笠原諸島距岸3海里以内の海域での10トン以上の船舶を使用した遊漁もしくは遊漁の案内をすること。

*東京海区漁業調整委員会は、漁業法・地方自治法に基づき設置されている行政委員会であり、水産資源の管理や漁業と遊漁との調整などの役割も担っています。必要に応じて漁業・遊漁等の関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限や禁止等を内容とする指示をすることができます。遊漁を行うにあたっては指示の内容を遵守する必要があります。

各自治体の連絡先

漁業権の対象となつていない水産動植物は、漁法にかかわらず、とることはできません。また、安全や資源保護などの理由から地域で定めたルールがあります。釣りに行くときは必ず釣りをする地域のルールを確認するとともに、不明な点があれば下記連絡先にお問い合わせください。

東京都産業労働局 農林水産部水産課 漁業調整担当
03-5000-7208



東京都総務局 大島支庁産業課 水産担当
04992-2-4486



大島町役場 産業課 水産商工係
04992-2-1445



利島村役場 産業観光課(利島村勤労福祉会館内)
04992-9-0046



新島村役場 産業観光課 水産係
04992-5-0284



神津島村役場 産業観光課
04992-8-0011



東京都総務局 三宅支庁産業課 水産担当
04994-8-5017



三宅村役場 観光産業課 農林水産係
04994-5-0992



陸釣りのルール



釣りに関するルール・マナー

- ・漁業操業に支障をきたさないように注意してください。
- ・釣りが終わったら釣り場に残ったまき餌を洗い流すとともに、ゴミは必ず持ち帰ってください。
- ・立入禁止区域には入らないでください。天候や波浪など安全には十分気を付けて釣りを楽しんでください。

まき餌釣りに関するルール(東京海区漁業調整委員会指示によるもの)

まき餌の使用量は必要最小限の量とし、漁業権が設定されている区域にあっては、漁業権者の漁場管理に協力しなければならない。

地元ルールの例

三宅島の磯釣りルール

イシガキダイ、イシダイ、メジナ類は全長40cm以下、その他食べない魚はすべてリリースとし、持ち帰りは一人2尾以内までとする。

青ヶ島の磯釣りルール

全長40cm以下のイシダイ、イシガキダイについてはリリース

母島の磯釣りルール

イシダイ、イシガキダイについて、5kg未満はすべてリリースすること。東京からの一航海(一往復)につき5kg以上のイシダイ又はイシガキダイのどちらか一人一尾のみキープできる。その他はリリースしなければならない。

御蔵島村役場 産業課 産業建設係
04994-8-2121

東京都総務局 八丈支庁産業課 水産担当
04996-2-1113



八丈町役場 産業観光課 水産商工係
04996-2-1125



青ヶ島村役場 総務課 事業係
04996-9-0111

東京都総務局 小笠原支庁産業課 水産担当
04998-2-2105



小笠原村役場 産業観光課
04998-2-3114



遊漁採捕量報告のお願い
水産庁管理調整課 沿岸・遊漁室
03-3502-7768

